

令和7年度庄内町中小企業等人材育成補助金公募要領

庄内町商工観光課

1 事業の目的

自らの経営力及び技術力の向上を図るために若手の人材に研修を受講させる町内の中小企業者及び大工、左官その他の建設業の後継者育成に取り組む町内の小規模企業者に対し、要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、中小企業・小規模事業者等の生産性向上の実現を図ることを目的とする。

2 補助対象となる事業

(1) 中小企業者人材育成事業

中小企業者の人材育成を図るため、研修費の一部を支援する事業

(2) 匠工後継者等研修派遣事業

匠工後継者等を育成するために、研修所に派遣する費用を支援する事業

3 補助対象事業者及び補助対象事業の要件

(1) 補助対象事業者となる中小企業・匠工等の定義

本事業において、申請の対象となる中小企業者・匠工・匠工後継者は、別紙1のとおりとします。

(2) 補助対象者（次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの）

- ① 庄内町商工会会員であること。
- ② 町内に本店若しくは主たる事業所を有する中小企業者又は匠工であること。
- ③ 町税等（個人事業者の場合国民健康保険を含む。）の滞納がないものであると。

(3) 補助対象経費及び補助金額

	中 小 企 業 者 人 材 育 成 事 業	匠 工 後 継 者 等 研 修 派 遣 事 業
補 助 対 象 研 修 要 件	・業務上必要な資格の取得を目的した研修 ・業務上必要な技術又は知識の習得を目的とした研修 ・経営改善のための専門知識の取得を目的とした研修	・1年を通じて庄内職業高等専門学校が実施する研修 ・研修の2年目も次年度の補助対象になります。 ※次年度に予算が成立した場合のみ
	補助対象研修は単独事業であること 町が実施する研修、町の別の事業で補助対象となっている研修は対象となりません	
	研修期間は年度内であること	

	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に行われる研修	
研修を受ける方の要件	令和7年4月1日現在で満15歳から満44歳までの方であること	
	経営者、役員、家族従業者、常時使用する従業員の方	匠工の家族従業者又は常時使用する従業員のうち、見習いの方
	季節雇用などの方は対象となりません。	
補助対象経費	補助金の額は補助対象経費の2分の1以内（千円未満切捨て）とし、 <u>10万円を限度としています。</u>	補助対象経費の合計額（千円未満切捨て）とし、 <u>20万円を限度としています。</u>
	・補助対象経費は入学金、受講料、教材費の合計が<u>5万円以上</u>となる必要があります。 ※1交通費・宿泊費は補助対象経費になりません。 ※2県証紙等の租税公課費は補助対象経費になりません。	

4 公募期間の概要

(1) 事業計画の申請期間

令和7年4月28日（月）～令和7年5月30日（金）午後5時まで

(2) 申請単位及び申請回数

補助対象研修を受講する者ごとに行うものとする。ただし申請は、一の中小企業者につき年度内に2回を限度とする。

(3) 応募先

〒999-7781山形県東田川郡庄内町余目字三人谷地13-1

商工観光課商工労働係

(4) 申請について

令和7年度庄内町中小企業等人材育成補助金交付要綱による。

(5) 採択方法

補助金の採択は、交付要綱に示した要件に合致しているかによって審査します。

6月中旬までに決定しますが、応募額が予算に達しない場合は、募集期間の終了後も補助金の申請を随時受け付けます。なお、予算の範囲内で決定するため、応募額が予算を超過した場合は、行政支援の必要性等を判断して決定し、満額交付ができないことがあります。

(6) 結果の通知

交付申請の結果については、事務局から補助事業者に書面にて通知します。

※採択・不採択に関わらず審査内容・不採択理由については公表しません。

5 実績報告

令和7年度庄内町中小企業等人材育成補助金交付要綱による。

6 補助金の支払い

実績報告後、補助金額が確定したのち30日以内に支払い（指定口座に振込み）を行います。庄内町に口座情報の登録がない方は以下の書類の提出を求めます。なお、他人名義の口座や海外にある口座には振込みできません。

補助申請者の金融機関口座（振込み先）の口座情報がわかる通帳の写し

（口座情報＝口座名義人、口座番号、金融機関コード）

（ネットバンクの場合は、口座名義人や口座番号、金融機関コードが確認できるページ）

7 お問い合わせ先

(1) 庄内町役場商工観光課 商工労働係

(2) 電話 0234-42-0138

① 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいいます。

業種分類	資本金の総額又は出資の総額（会社）	常時使用する従業員の数（会社及び個人）
製造業・建設業・運輸業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

※1両方の基準を満たす必要はありません。「資本金の額又は出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たせば、中小企業者に該当します。

※2農林漁業・電気ガス事業もその他の業種に該当します。

※3卸売・小売・サービス業以外が製造業・建設業・運輸業その他になります。

【該当する法人形態】

会社法上の会社等【該当する】
株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社
士業法人【該当する】
弁護士法に基づく弁護士法人、公認会計士法に基づく監査法人 税理士法に基づく税理士法人、行政書士法に基づく行政書士法人 司法書士法に基づく司法書士法人、弁理士法に特許業務法人 社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人 土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人
その他の法律に基づく法人【該当しない】
社会福祉法人、医療法人、特定非営利法人（NPO）、一般社団・財団法人、 公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人、農業協同組合、生活協同組合 中小企業等協同組合法に基づく組合、有限責任事業組合

【その他】

法律名	中小企業基本法	小規模事業者支援法	小規模企業共済法	中小企業信用保険法
中小企業庁所管課	企画課	小規模企業振興課	小規模企業振興課	金融課
医者（医療法人）	×	×	×	○
医者（個人開業医）	○	×	○	○
農家（農業法人）	○	○	○	×
※				
農家（個人農家）	○	×	○	×

※ 会社法上の会社又は有限会社に限る。

② 匠工 次のどちらかに該当する方をいいます。

・日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）大分類D建設業中分類07職別工業（設備工事業を除く。）の場合

以下の表に該当する方をいいます。

中 分 類 07 職 別 工業(設 備 工 事 業 を 除 く。)	管理, 補助的経済活動を行 う事業所（07職別工事業）	主として管理事務を行う本社等
		その他の管理, 補助的経済活動を行う事業 所
	大工工事業	大工工事業（型枠大工工事業を除く）
		型枠大工工事業
	とび・土工・コンクリート 工事業	とび工事業
		土工・コンクリート工事業
		特殊コンクリート工事業
	鉄骨・鉄筋工事業	鉄骨工事業
		鉄筋工事業
	石工・れんが・タイル・ブロ ック工事業	石工工事業
		れんが工事業
		タイル工事業
		コンクリートブロック工事業
	左官工事業	左官工事業
	板金・金物工事業	金属製屋根工事業
		板金工事業
		建築金物工事業
	塗装工事業	塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除 く）
		道路標示・区画線工事業
	床・内装工事業	床工事業
		内装工事業
	その他の職別工事業	ガラス工事業
		金属製建具工事業
		木製建具工事業
		屋根工事業（金属製屋根工事業を除く）
		防水工事業
		はつり・解体工事業
		他に分類されない職別工事業

・日本標準産業分類大分類D建設業中分類08設備工業の場合

おおむね常時使用する従業員の数が20人以下の事業者小規模企業者である以下の表に該当する小規模事業者をいいます。

中 分 類 08 設 備 工 業	電気工事業	主として管理事務を行う本社等
		その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
	電気工事業	一般電気工事業
		電気配線工事業
	電気通信・信号装置工事業	電気通信工事業(有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く)
		有線テレビジョン放送設備設置工事業
		信号装置工事業
	管工事業(さく井工事業を除く)	一般管工事業
		冷暖房設備工事業
		給排水・衛生設備工事業
		その他の管工事業
	機械器具設置工事業	機械器具設置工事業(昇降設備工事業を除く)
		昇降設備工事業
	その他の設備工事業	築炉工事業
		熱絶縁工事業
		道路標識設置工事業
		さく井工事業

③ 匠工後継者等 匠工の家族従業者又は常時使用する従業員のうち、見習の者をいいます。